

## 【一覧表】スポーツ施設等の利用制限人数

(令和3年6月18日付更新)

施設名	6月21日～
	人数の上限
総合体育館	競技場(全面)
	観覧席
	競技場(半面)
	小体育室
	武道室
	会議室
	研修室
	ミーティングルーム
	管理棟小会議室
	トレーニング室
総合公園 屋外施設	更衣室・シャワー室
	テニスコート
	市民球場
	多目的グラウンド
	アーチェリー場
	弓道場
	相撲場
	配水池テニスコート
	配水池グラウンドゴルフ場
	キャンプ場
赤坂テニスコート	乙金多目的広場
	テニスコート
旭ヶ丘テニスコート	更衣室・シャワー室
	テニスコート
	会議室
各コミュニティセンター	更衣室・シャワー室
	ふれあいホール(全面)
	ふれあいホール(半面)
	ふれあいホール(1/3面)
	多目的ホール
	健康室
小学校	更衣室・シャワー室
	運動場
中学校	体育館
	運動場
	体育館
	武道室

※ 上記の施設は、開館時間が午後9時00分までとなります。

※ 県内の感染状況等により変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【利用制限人数の考え方】

Q. 「制限人数」とは、大会・イベント開催時間帯の中で、人の入れ替わりを含めた人数ですか？

A. 「制限人数」とは、同一会場の同一時間帯を利用する「最大人数」のことです。

そのため、人の入れ替わりがある場合は、大会参加者の合計が、施設の制限人数を超えることも考えられます。

ただし、人の入れ替わる時間帯は、3つの密を避けるよう特に注意してください。

例：制限人数が100人の施設において、異なる参加者を、午前中に80人・午後に100人と分けた場合、同一会場の同一時間帯が、制限人数の100人を超えていないため、実施できることがあります。